

農地法第4条・5条許可申請書の提出要領

1	申請目的	● 市街化調整区域農地の転用	
2	申請要件	● 都市計画法など関係他法令の許可申請をすでに行っており、許可の見込みがあるもの	
3	必要書類	申請書類 (3部) ● 農地法第4条・5条許可申請書 ※愛知県のホームページから取得できます △ 理由書（上記申請書の理由の欄で書ききれない場合に作成してください） △ 委任状（行政書士等が代理申請する場合） △ 始末書（既に農地以外に転用されている場合）	※右記の順番通りに綴ってください 添付書類 (2部) ※副本はすべてコピーで結構です。 ● 土地登記簿全部事項証明書（法務局が3か月以内に発行した証明書の原本を正本に添付。副本にはコピー添付） ● 位置図（住宅地図や都市計画図等）※申請地を明示してください ● 地番表示図 ※公図の写し（法務局または市役所税務課発行のもの）等（申請地及び周辺土地の地番、地目を記入すること） ● 計画平面図（建築平面図、土地利用図等）※周辺農地への影響がないことが確認できる図面を用意すること ● 排水計画図 ※周辺農地や下流の農地への影響を確認できる図面を用意すること ● 縦横断面図 ※周辺農地への影響がないことが確認できる図面を用意すること ● 残高証明書、融資証明書等 ● その他、農業委員会または許可権者が必要と認めて提出を求める書類 【以下、必要に応じて添付書類が異なります】 面積が1,000㎡以上 ● 事業計画書 ※愛知県のホームページから取得できます 2種農地 ● 土地選定理由書（申請地以外で3か所程度の候補地検討結果の経緯や位置図等を記載）※分家住宅の場合は不要です 一時転用 ● 農地復元誓約書 ※愛知県のホームページから取得できます 転用者が法人 ● 法人登記事項証明書、又は定款、もしくは寄附行為（最新のもの）の写し ※定款又は寄附行為の写しによる場合、必要に応じて本店所在地、代表取締役氏名、法人の成立年月日などを確認できるもの 転用者が法人 ● 決算書、損益計算書 転用者が個人営業主 ● 事業証明書、確定申告書 目的が資材置場 ● 資材置場の設置を目的とする転用の必要面積検討表 目的が住宅等 ● 建築計画の確実性が確認できる立面図等 目的が土砂採掘等 ● 搬出入経路図 目的が太陽光発電設備 ● 土地利用計画図にバウコンやフェンスの門扉の位置を追記 ※FITは、「中部経済産業局の認定通知書の写し（又はその申請書）」と「中部電力との売買契約の経緯書（又は申込書の写し）」を添付
4	提出期限	● 毎月6日締切（休日の場合は翌営業日） ※農業委員や関係者に確認をとることがあるため、事前相談を推奨しています	
5	その他	● 所有者の住所が登記簿上の住所と異なる場合、その経緯がわかる住民票、戸籍附票、町名設定証明等を添付のこと ● 隣地が農地の場合、地権者に事業内容を説明し承諾を得ること（備考欄にその旨記載） ● 排水先が農業用水路の場合、「農事組合連合会」の各地区の会長に事業内容を説明し承諾を得ること（備考欄にその旨記載） ※必要に応じて「排水承諾書」を添付すること ● 借地の場合は、申請日の6ヶ月前の日以降に借人の同意による契約の解約がされていること ● 押印は任意です。ただし、捺印による訂正をする場合、押印が必要です ● （一体利用地を含む）面積が1,000㎡以上の場合、「瀬戸市土地利用調整条例」や「太陽光条例」の手続きについてご確認ください ● 造成工事を伴う場合、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称「盛土規制法」）の手続きについてご確認ください ● 転用面積が3,000㎡を超える場合、愛知県農業会議の諮問案件となるため別途必要書類あり	
6	問い合わせ	● 瀬戸市農業委員会事務局（瀬戸市役所 都市整備部 農林課 農林係） 電話 0561-88-2654	